

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 参照条文

(参照法令一覧)

特許法等の一部を改正する法律(平成二十年四月十八日法律第十六号)(抄)……………1

特許法等の一部を改正する法律（平成二十年四月十八日法律第十六号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四（略）